

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付等を求める意見書

近年、気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な風水害などが頻発しており、こうした激甚化する自然災害に効率的、効果的に対応するためには、ICTを用いた新たなサービスを活用することが、社会基盤を構築する観点からも重要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自然災害と複合的に被災することが現実に起こり得る事態となる中で、その重要性が一層高まっています。

各地方自治体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければなりません。現状では、その証明書の申請も交付も、被災者が市町村の窓口に出向かなければなりません。災害時の移動は困難を極める上、地方においては、窓口まで足を運ぶのに相当の時間を要する場合があります。さらに、災害時には窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、来庁者を減らすことが重要です。

よって、政府は、コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付等に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 全国に5万か所以上あるマルチコピー機が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用し、罹災証明書を交付できるようにすること。
 2. マイナポータルを利用した罹災証明書の申請手続については、各地方自治体が希望すればすぐに実施できる現状にあることを早急に周知徹底すること。
 3. コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付に併せ、マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の地方自治体で作成できるよう推進するとともに、被災者台帳システム未整備の地方自治体が共同利用できるシステム基盤を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

枚方市議会議員 野村 生代

〈提出先〉

総務大臣

デジタル改革担当大臣

マイナンバー制度担当大臣

防災担当大臣